

〔商法 四二四〕

保険契約者兼被保険者の従業員が管理していた
 保険目的物が他人の放火により損害を受けた
 場合に保険会社の免責が認められた事例

〔判示事項〕

パチンコ店を経営する会社を保険契約者兼被保険者、パチンコ店舗内にある設備等を保険の目的物とし、火災により目的物に生じた損害に対し保険金を支払う内容の店舗総合保険契約について、会社からパチンコ店の経営を任せられ、店舗内の設備等を管理していた従業員が、会社に保険金を取得させる目的で同店舗に放火した場合には、右保険契約条項の「法人の業務を執行するその他の機関」、商法の「保険契約者又は被保険者」に該当し、保険会社は保険金

の支払を免責される。

〔参照条文〕

商法六六五条・六四一条、火災保険普通保険約款二条一項
 一号

〔事実〕

サンパレス（以下Sとする）はもともと原告X₂が風俗営業の許可を受けて始めたパチンコ店であり、建物についてはX₂が経営するH観光株式会社が所有者の訴外Cから賃借していた。訴外AはSの総支配人をしてしたが、平成三年

平成二年一月二〇日札幌高裁第三民事部判決、
 平成二年（ネ）第二四八号保険金請求控訴事件、控訴棄却（確定）
 原審H平成二年六月二〇日札幌地裁判決、
 平成九年（ウ）第二五四五号、同二七二五号
 金融・商事判例一〇九九号三五頁

ごろ、原告X₂から頼まれてSの経営に参画し、そのころ設立した原告会社X₁の名義をもってSの経営にあたった。X₁の取締役にはAのほか二名いたが、いずれも名目的なものに過ぎなかった。

その後、X₂は次第にSの経営に関与しなくなり、Sは、実質的にAすなわちX₁によって経営されるようになった。

AはSの経営をするかたわら、他人の経営するパチンコ店「M会館」の総支配人として勤務しており、同店が平成九年に閉店するまでは、同店の仕事が忙しくSの営業時間中に、同店でることがほとんど出来ない状態だった。

訴外Bは、かねてから面識の会ったAから誘われ、平成二年頃からSのホールマネージャーとして勤務していた。

Bは従業員ではあったが、数名の従業員の長であって、Aから厚い信任を得ており、Aが「M会館」の仕事を優先していたことから、次第にSにおける営業の実際のほとんどを行うようになった。すなわちBは、他の従業員と同様、ホール、カウンター係の仕事等にあたったほか、従業員の割り振りを含めた服務管理、換金・両替用の資金の管理、景品等の在庫管理、顧客の苦情処理、売上金の管理、光熱費の支払をしていた。AはSの経営者としてその資金繰り等をしてきたが、それ以外には深夜にSに赴き、その日の

売上データをみて、パチンコ台の釘調整などするのが日常であった。

BはAの釘調整には口を出す事はなかったが、店舗の改装やパチンコ台の入れ替え等にあたっては、自己の意見をAに具申し、また、Sの経営が次第に悪化し、Aの資金繰りが十分になさなくなったことから、B自身が借金して他の従業員の給料や換金・両替資金の一部に充てるなどした。

そのような折り、X₁会社(原告・控訴人)は、平成九年三月九日、Y会社(被告・被控訴人)との間でX₁が経営するパチンコ店Sの店舗について、被保険者をX₁、保険の目的物をS店舗内にある設備・什器等一式について九五〇万円、商品・製品等一式について三〇〇万円、保険料を月額二万九九〇〇円、保険期間を平成九年三月九日から平成一〇年三月九日午後四時まで、という内容の店舗総合保険契約(以下「本件保険契約」とする。)を締結(更新)した。

Sの経営は極めて悪化していたため、AはSの債権者の対応に追われ、ますますSの経営及び運営に関与することはなかった。Bは上記のような状況下において、他の従業員や自らの職場を確保したいとの意識もあって、何とかS

の経営を盛り返したいと考えていたが、平成九年六月下旬ごろ、Aの指示により、換金・両替用の資金をSの借金を返済するためにまわしたために、休業を余儀なくされた。またその後店舗の改装もしたが、売上を伸ばす事が出来なかった。Bは債権者からの取り立てに追われているAに相談する事も出来ず、AからSにおける営業のほとんどを任されているとの責任感から、このような閉塞状況を打開しSの経営を再建するには放火してX₁に本件保険金を取得させるほかにないと決意するにいたった。

Bは、平成九年七月九日午後一時二〇分頃、他の従業員が全て退社したのを確認したうえ、放火が泥棒の仕業であると疑わせるため、ボール等を使って事務所内の金庫をこじ開け、書類をばら撒くなどの工作をしたあと、一階のホールの中央付近に灯油をまき、点火した新聞紙を投げて放火した(以下、「本件火災」とする)。

上記のような事実関係の下で、X₁はYに対し、X₁は火災によりSの設備・什器等一式につき一億九〇八九万円余、商品・製品等一式につき六〇万円の損害が生じ、本件保険契約の保険金額の範囲内で九五六〇万円の保険金請求権が生じたと主張し、一方X₂はYに対し、平成九年八月二八日、X₁から保険金請求権の一部を二〇〇〇万円の限度で譲り受

けたと主張した。よってX₁は七五六〇万円、X₂は二〇〇〇万円の保険金および訴状送達日の翌日である平成九年一月一日から支払済みまで年六分の割合による遅延損害金の支払を各々、Yに対して主張した。

X₁、X₂の主張に対し、Yは、①本件保険契約第二条一項一号は、「保険契約者、被保険者またはこれらの法定代理人(保険契約者または被保険者が法人であるときは、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関)の故意または重大な過失」によって生じた損害については、保険者は保険金を支払わない旨の規定があり、BはSの實質的な経営・運営全般を任せられ、保険の目的を管理する地位にいたものであるから、Bは「法人の業務を執行するその他の機関」に該当し、本件火災はそのBの放火によって起こったものであること、および②商法六六五条、六四一条の規定の適用にあたっては、(いわゆる代表者責任の理論によると)被保険者に代わって被保険利益を管理する者も被保険者にあたり、また、かりに同条の解釈にあたっていわゆる自己責任主義の考え方を採るとしても、被保険者の使用人等が被保険者を利得せしめようとして保険事故を招致せしめようとした場合には、保険金支払の義務はない、と抗弁した。

これに対し、 X_1 、 X_2 は、①Bは X_1 の従業員にすぎず、「法人の業務を執行するその他の機関」には該当せず、また、②商法六四一条の解釈について、わが国では自己責任主義が通説・判例であつて代表者責任の理論はとり得ず、自己責任主義によれば、保険事故招致者の目的ないし動機が被保険者に利益を与えるものであつた場合でも、保険者の免責を肯定するものではなく、本件放火は原告会社にとつては全く予想外の偶然の事故であり、その意味では全くの第三者による放火と異なるところはない、との再抗弁を出して争つた。

原審（札幌地裁平成一年六月一日判決）では、Yの主張をほぼ全面的に認め、 X_1 、 X_2 の請求を棄却した。なお、この原審では参加人がいて、 X_1 に対する金銭貸し付けの担保として本件保険金について質権の設定を受け、その質権に基づく取立権の行使として、本件保険金請求権の一部の支払を請求する権利が参加人に帰属することの確認を求めたが、原審は、 X_1 に保険金請求権がないことを理由に請求を棄却している。 X_1 、 X_2 は控訴した。

〔判旨〕

控訴棄却

（控訴審では、事実認定および判決理由とともに原審判決を

そのまま支持しており、とりたてて独自の判断をしていない。よつて、以下の判旨は原審の判旨を引用する。）

1 「本件保険契約においては「保険契約者、被保険者またはこれらの法定代理人（保険契約者または被保険者が法人であるときは、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）の故意もしくは重過失または法令違反」によつて生じた損害については、保険者は保険金の支払いを免れる旨（第二条一項一号）定められていることが認められる。

本件火災はBの本件放火によるものであるところ、右認定事実を照らすと、Bは右免責条項にいう「法人の業務を執行するその他の機関」に当たるといふべきである。すなわち、BはSの従業員ではあつたものの、 X_1 の代表者から任せられ、Sの営業の実際のほとんどを行ひ、保険の目的を管理するなどしていたものであるから、 X_1 のためにその機関として業務を執行していたものといふべきであり、本件放火も、Sの経営再建のために X_1 に本件保険金を取得させようと企図してなされたものであつて、 X_1 のためになされた機関の行為とみるのが相当である」。

「……保険契約者、被保険者またはこれらの法定代理人による保険事故招致の場合について保険者の免責が合意され

た理由は、そのような場合に被保険者に保険金請求権があることは、偶然の出来事によって事を決しようとする保険契約の射倖的性質にかんがみて、当事者に要求される信義誠実の原則に反すると認められ、また、そのような保険事故の発生は国民経済的にも好ましくならぬ結果を伴うものである場合が少なくないため、公益上の見地からも弊害を防止する必要があるからである。そうだとすると、法人の法定代理人を更に具体化したといえる「法人の業務を執行するその他の機関」の意義については、実質的にみて法人の機関又はこれに準ずる地位にある者としてその業務を執行していると認められる者をいうものと解するのが相当であり、必ずしも形式的に理事、取締役等の機関の地位にある者でなければならないとする理由はない」。

2 「商法六六五条、六四一条……の規定の解釈に関するいわゆる代表者責任の理論によると、事実上被保険者のために保険の目的を管理する立場にある者も「保険契約者又は被保険者」に含まれると解されているところ、……Bは、X₁のために、保険の目的である本件店舗内にあった設備・什器等一式、商品・製品等一式を管理していたものと認められ、したがって、本件火災は「保険契約者又は被保険者」であるBの放火によって発生したものであり、それに

よる損害については右免責規定が適用される（略）。

「また、右規定（商法六四一条―筆者注）の解釈に関するいわゆる自己責任主義の考え方によっても、……（Bは）……保険契約者又は被保険者に準ずる立場にあった者であり、しかも、Sの経営再建のためにX₁に本件保険金を取得させようと企図して本件放火に及んだものであり、これは、保険契約者又は被保険者のための行動であったと認められる。このような事実関係のもとでは、被保険者であるX₁に保険金請求権を認めることは信義誠実の原則に反するのみならず、これを肯定することにより、保険事故の発生・増加にもつながりかねないというべきであるから、Bの放火による本件火災の発生は、まさに「保険契約者または被保険者」による保険事故招致にあたる」。

「原告らはBの放火による本件火災の発生は、原告会社にとって全く予想外の偶然の事故であり、その意味においては全くの第三者による放火の場合と異なるところはないから、……右免責規定は適用されないと解すべきである旨主張する。しかしながら、保険契約者又は被保険者にとって保険事故を予想できたか否かによって直ちに右免責規定を適用すべきであるか否かを決すべきであるとは解しがたいのみならず、……Bの放火による本件火災の発生と全くの

第三者の発生とを同視することは到底できないから、原告らの右主張は採用することができない」。

〔研究〕

結論に賛成

近年、会社の経営者、代表者等による保険金取得のための放火が多発し、それらの火災による損害に対して保険者の免責が認められるかについての判決が下級審で増加している。商法では、六四一条、六六五条で、保険契約者または被保険者によりいわゆる故意の事故招致がなされた際には保険者の免責を認め、さらに火災保険普通保険約款二条一項一号でも免責条項が置かれている。大半の事例は事実認定の段階で保険者の免責を認めているが、本判決は商法や約款条項の解釈をめぐり、いわゆる代表者責任の理論をひいて、実質的衡平の見地から判断を下した高裁段階の判決として注目に値する。本判決の争点は以下の二点である。すなわち本件火災を引き起こした従業員が、本件保険契約の約款二条一項一号にいう「法人の業務を執行するその他の機関」に該当するか否か（判旨第一点）、および同人が商法六四一条の趣旨に照らして同条にいう「保険契約者又は被保険者」に該当するか否か（判旨第二点）である。

本件における商法六四一条、約款条項の類推解釈を認め

るかについて、旧来のわが国の通説は、保険契約によって利益を受ける者以外の第三者の保険事故招致は当然には保険者免責の事由とはならない、とするいわゆる自己責任主義に立っていた（大森忠夫・「保険契約の法的構造」〔昭和二十七年〕二三二頁以下、窪田宏・「法人の専務理事の放火と事故招致」別冊ジュリスト商法（保険・海商）判例百選第一版〔昭和五二年〕三二二頁、田中誠二、原茂太一・「新版保険法（全訂版）」〔昭和六二年〕一八〇頁、伊澤孝平「保険法」〔昭和三二年〕二三八頁等）。この立場によると、他人のためにする保険契約における保険契約者の事故招致が保険者免責になることの説明が困難になるが（竹浜修・「保険事故招致免責規定の法的性質と第三者の保険事故招致（一）」〔昭和五八年〕立命館法学一七〇号七一頁）、これに対して同説に立つ者は、実際問題として保険契約者が自ら保険契約を締結してある他人に保険の利益を得させるのはこれにより契約者自身も何らかの利益を感ずることが予想されること、契約者は被保険者と親密な関係があり、被保険者に利益を得させようとする心意ある場合が多いこと、被保険者との間に立証困難な程度の共謀・默契等のある場合が多いことから法がとくに契約者の事故招致をもって保険者免責事由としたと解するほかはない、とする（大

森・前掲二四六頁)。また、法人の機関等、法人と法的、経済的に密接な関係のある者が保険事故を招致した場合には、實際上被保険者を利得せしめようとする動機が伏在する場合が多く、しかも保険者がその動機を立証する事は困難なことから、かかる第三者の保険事故招致は一応そのような動機によるものと推定して、保険者の免責を認め、被保険者が反対の立証をなした場合には保険者の免責を生じない、とする(大森・前掲二八〇頁)。

このような自己責任主義に対して、第三者が事実上保険契約者、被保険者から全面的に被保険利益の管理を委ねられている場合に、この第三者を被保険契約者の代表者と考へ、この第三者の保険事故招致を被保険契約者・被保険者の事故招致と同視して、保険者の免責を肯定すべきとする代表者責任論が唱えられている(坂口光男・「保険事故の招致」法律論叢四三巻四・五号「昭和四五年」二二六頁以下、石田満・「商法Ⅳ(保険法)」「昭和五三年」一九六頁)。坂口教授によれば、被保険契約者が保険の目的物を他人に委ねた場合、危険団体は被保険契約者の身代わり、代表者の側で危険管理が誠実に実行されることにつき利害を有しており、その他人が事故招致をしても保険者が免責されないのは、不当な堪えがたい結果になること、保険の目的物を自ら管

理する被保険契約者よりも目的物を第三者に管理せしめる被保険契約者の方が被保険契約者の方が優遇されることとなり、被保険契約者間に不均衡が生ずるから、自己責任主義は否定されるべきとする(坂口・前掲二二三頁以下)。もつとも、自己責任主義の立場からも代表者責任論に対する批判として、「代表者」概念がいまいであること、「危険団体における加入者の不均衡」というが、被保険者が目的物を他人に管理せしめる場合も、特別の免責約款がない限り、その管理者による事故招致も原則として保険されるといふ形で平等に取り扱うのがむしろ保険の機能を十分に發揮せしめる上で妥当である、との反論がなされている(大森・前掲二六八、二七三頁)。つまるところ、両説の比較からは、代表者責任論により商法六四一条および約款条項を解釈する決定的理由は見出しがたいものと考ええる。そこで、次に商法および約款条項の沿革に解釈の手がかりを求めていく事とする。

商法六四一条の沿革をみると、まず、ロエスレル商法草案ではその六九五条で「被保険者己ヲ得サルニ非スシテ躬ラ随意ニ起シ或ハ起サシメタル紛失或ハ損害又ハ被保険物ノ性質功用或ハ固有瑕疵ニ由テ直接ニ生シタル紛失或ハ損害ハ被保険者之ヲ賠償スルノ義務ナキ者トス」としており(口

エスレル氏起稿・「商法草案下巻」〔明治一六年・平成七年復刻〕一〇二頁)、明治三三年旧商法六三五条もほぼ同内容の規定であった。これが、明治三三年新商法への改正に入ると、法典調査会の議論(このときは、保険事故招致の免責規定の条文番号は三一三条となっている)においては、「事故招致が」重大ノ過失アル場合モ保険者ガ之ヲ賠償スルハ酷ナリ」との理由(岡野博士意見)から、保険契約者または被保険者の「故意若クハ重大ナル過失」と変更された(法典調査会商法委員会議事要録一九卷四八一頁)他、商法修正案理由書によればその三九五条で免責の対象として旧商法による被保険者のほかに保険契約者および保険金受取人が加えられたが、その理由は「保険契約者ハ契約ノ当事者ニシテ而カモ被保険物ヲ占有シ若クハ管理スル場合尠ナカラス又保険金額ヲ受取ルヘキ者ハ其利害關係殆ソント保険契約者及ヒ被保険者ト異ナラ」ないため、としている(明治三二年六月刊行・「商法修正案理由書」三三〇頁)。

このような議論を経て、明治三二年新商法三九六条において「保険金ヲ受取ルヘキ者」が削除され、昭和一三年改正により条文番号が六四一条に変更され、現在に至っている。次に判旨第一点における火災保険普通保険約款二条一項一号の解釈にあたって、同条項が整備された経緯を見る

必要がある。そもそも商法六四一条にいう「保険契約者又は被保険者」は文言上、自然人を想定しており、本件のごとき、保険契約者・被保険者が法人であり、その法人の取締役や従業員が事故招致を行った場合の解釈については、すくなくとも同条の文言上からは窺い知る事ができないからである。そしてこの約款整備の契機となったリーディングケースは大審院昭和七年九月一四日判決(民集一一卷一八号一八一五頁。以下「大審院判決」とする。)である。

この大審院判決の事例は以下のとおりである。産業組合法によって設立された法人であるX信用購買組合は、その所有する建物および建物内にある物品について、Y保険会社との間で火災保険契約を締結した。Xの専務理事Aは組合の金員を費消し、その犯跡を隠蔽するため、保険の目的物である建物に放火し、その全部を焼失させた。XはYに対して保険金の請求をしたが、拒否されたので訴訟を起した。第一審、第二審ともにXの勝訴。そこでYが上告したが大審院は以下の理由をもってYの上告を棄却した。

「右規定(商法三九六条||現商法六四一条||筆者注)ニ從ヘバ保険者ニ於テ損害賠償ノ責ニ任ゼザルベキ場合ハ保險者若クハ被保險者ニ於テ自ら保險事故ヲ招致シタル場合タルヲ要シ右以外ノ第三者ノ行爲ハ之ヲ包含セザルコト明瞭

ナリ。……(中略)……凡ソ法人ハ理事其ノ他ノ代表機關構成者タル自然人ヲ通ジテ行動スベキガ故ニ、是等機關構成者ノ行動ハ法律上当然法人自身ノ行為タルベシト雖、法人ハ其ノ目的ヲ中心トスル人格者ナリト解スルヲ相当トスベキヲ以テ理事其ノ他ノ代表機關ノ行為ガ法人自身ノ行為タルニハ是等ノ者ノ行為ガ其ノ法人ノ目的範圍内ニ於テ其ノ職務執行行為ニ属スル場合ニ限ルベク若シ然ラズシテ是等機關構成者ノ行為ト雖專ラ個人タル資格ニ於ケル行為タル以上之ヲ目シテ法人自身ノ行為ナリト解スヘカラザルコト亦極メテ明白ナリトス(以下略)」。]

要するに上記の判旨は、商法三九六条(現六四一条)は故意の事故招致によつて保険者が免責となるのは、それが保険契約者または被保険者本人による場合に限られ、かつ、法人の機関たる理事のなした行為が法人の行為となるのは、法人の目的範圍内に限られるため、この場合の理事の放火は法人「本人」の放火とならず、第三者の放火と同様に考へる、というものであった。この大審院判決に対しては賛否両論があつた。例えば升本重夫博士は商法三九六(現六四一)条の規定の立法精神にてらし、社会通念上、「本人」と同視し得べきその代表者がその資格またはその地位において故意の事故招致をなした場合も同条の適用をうけるべ

き、としていわゆる代表者責任理論の適用を示唆しつつも、理事が法人の財政を救済すべく放火したならともかく、自身の犯行隠蔽のために放火したのなら当該放火は第三者によるものと同視すべきである、として、結局、理事の事故招致にあつたての動機をもって同条の適用の有無を決すべし、としている(升本重夫・法学新報四三卷三号「昭和八年」一〇四頁以下)。これに対し、その他の見解は判決におおむね批判的で、法人の機関である自然人の行動を法人の機関としてなしたか、あるいは単なる個人の行動としてなしたかを区別する基準を理事の動機に求めるのは甚だ困難であり、そもそも放火をするといった事実行為を法人の機関の肩書としてなすのは考え難いから、ほとんどの場合が「第三者」の行為として考えられてしまい、その結果、保険金詐取目的の放火が頻発するおそれもある、との懸念が呈されてきた(田中耕太郎・判例民事法昭和七年度「昭和九年」四九四頁以下、近藤民雄・損害保険研究第一巻一号「昭和一〇年」二五二頁以下)。ちなみにこのときに適用されていた火災保険約款は、単に「保険契約又ハ被保険者ノ悪意又ハ重大ナル過失ニ因リ生ジタル損害」を被保険者は填補しない旨を規定するにとどまっていたが、この大審院判決を契機として、昭和一六年九月一日実施の統一約款

では、その五条一項一号において異論のないように、法人の機関の事故招致について保険者は填補責任を負わぬ旨、明記された(石田満・「法人の専務理事の事故招致」別冊ジュリスト損害保険判例四六頁)。この時点で、既に現約款と同じ文言が用意されている。

昭和一六年実施の火災保険普通保険約款は、その後、昭和二六年から改正作業に入り、改正火災保険普通保険約款として昭和三五年四月一日から実施された(損害保険料率算定会・「火災保険普通保険約款審議経過概要」〔昭和三五年〕一頁)。

このときの改正で議論の的になったのは、第一に昭和二五年の商法改正によって、いわゆる平取締役の代表権限が失われたことに伴い、同約款五条一項一号(現二条一項一号)の文言を、「代表取締役」と修正すべきか否か、第二に理事、取締役が法人の業務を執行するその他の機関を例示しているように読み取られる惧れがあり、矛盾とならないか、という点、第三に法人の「業務を執行するその他の機関」とは具体的に何を指すのかという点であった。

第一点については、代表取締役とは対外的な通常の取引行為上の概念として考えるべきであり、免責事由の主体として代表取締役に限定するのは疑問があること、代表権の

ない取締役は、会社の業務執行の意思決定機関たる取締役会の構成員となり、その意思決定に直接参与するから、法律上の代表権はなくともその者の行為による損害を免責とするのは差し支えないこと、旧約款(昭和一六年)のもとにおいても、旧商法上業務執行権はありながら実際には会社を代表する権限のない取締役(社外重役の如き)の行為による損害をも免責としたのであるから、(昭和二五年)

改正商法のもとにおいて改正約款を適用する結果が業務執行権のない取締役の行為に因る損害を免責としても両者はこの点において少しも相違しないことから約款条項の変更は見送られた。第二点については、「理事、取締役」と「法人の業務を執行するその他の機関」との間に「又は」が入ることによって、相互の関連が中断すると見ることもでき、また、別の観点からすれば、「その他」とあるのは、理事、取締役を除いたそれ以外の機関と解されるのに「理事、取締役」の語が「その他」の直前におかれていないのは、理事、取締役にについては業務執行権の有無に係らず、その行為を免責とする趣旨であるとも考えられる、との意見(近藤民雄博士)があった。第三点については、「その他の機関」とは、法人により固有な名称を持つもので、例えば総裁、合名会社の無限責任社員等を指す。すなわち機

関は商法上の機関をいうものと解し、従って、支配人は使用人であるからこれに含まれず、また、監査役は機関であるが業務執行権がないため除かれる、との意見（近藤博士意見）があった。

以上の議論、参考意見をまとめると、同約款五条一項一号（現二条一項一号）の趣旨は、理事及び取締役は執行権の有無に係らずその者の行為による損害を免責とし、その他は法人の業務を執行する機関たる名称をもつ者の行為による損害を免責とし、その機関は、法人を代表して業務を執行する者と法人法上認められた機関を指し、単なる使用人は含まない、と解されることとなった（前掲、「審議経過概要」三九頁以下）。その後、この火災保険普通保険約款を雛型として、さらに填補内容が細分化された住宅火災保険普通保険約款、店舗総合保険普通保険約款等に引き継がれ、現在にいたっている（田辺康平「坂口光男編・「注釈住宅火災保険普通保険約款」〔平成七年〕六頁以下）。

以上、商法および約款規定の沿革を概観すると次のようなことが言えよう。ロエスレル草案、旧商法は保険により経済的利益を受ける者（被保険者）が保険者免責の対象となっていたのが、新商法において保険契約者もまた保険により利益を得る蓋然性、保険の目的物を占有・管理する蓋

然性が高いことから、理論上、一部異論はありつつも、保険者免責の対象に加えられた。そしてさらに、商法規定の解釈を補完する約款によって保険契約者、被保険者が法人にあるときは、業務執行権のある機関のほか、代表権のない理事・取締役に関しては、業務執行権の有無・保険金取得の意図の有無に係らず、一律に保険者免責の対象に加えられた。すなわち、原則は自己責任主義の立場によりつつも、時代の変化に伴う実務上の要請から、保険者免責の範囲は政策的に拡張され、その過程においては目的物の実際上の管理可能性もそれなりに考慮され、そしてそれを商法や約款条項の改正、新設のたびに条文の中に盛り込み、明文化してきた、ということが見てとれよう。少なくとも沿革的な見地からすれば、直ちに代表者責任論によって「保険の目的を事実上管理している者」を「保険契約者又は被保険者」、あるいは「法人の業務を執行するその他の機関」と読み替える余地はなさそうである。

次に代表者責任論は、ドイツにおいて保険契約者・被保険者が保険の目的の危険管理を全く行わず、その職務を完全に第三者に任せておきながら、その第三者の行為の責任を負わないのは不当である、との観点から認められた判例理論であるが（竹浜・「保険事故招致免責規定の法的性質

(二)「立命館法学一七一号九三、九九頁)、問題はわが国の判例理論において代表者責任論を採りうる余地があるか否かである。最高裁判例については前述の通り、自己責任主義をとっている。一方、下級審において商法六四一条が問題となった近時の判決例を概観すると、その多くは法人の代表者の家族が保険の目的である建物を故意または重過失によって滅失させた、という事例である。大阪高裁判平成一〇年五月二七日判決(判例タイムズ九八四号二三八頁)では、X会社所有の建物が焼失した事例において、Xの代表者の夫であるAが実際には会社の経営をしており、「会社の実質的な代表者」であること、そのAまたは同人から指示を受けた者による放火であると認定して、Xの保険金請求を棄却している(事例イ)。仙台地裁平成七年八月三一日判決(判例時報一五五八号一三四頁)では、X₁およびX₂の所有する店舗等を保険の目的とする火災保険契約が締結されていたところ、X₁の妻であり、X₂の母であるAの重過失によって店舗が焼失した事例において、裁判所は、「形式的にはX₁、X₂が被保険者であるが、X₁、X₂から包括的な代理権を与えられ、これらを全面的に管理し、使用収益して利益を得ていたAは実質的な被保険者であり、このような実質的な被保険者は商法六四一条後段又は約款の解釈

上、被保険者の行為と同視すべきである」としてX₁らの保険金請求を棄却した(事例ロ)。また、東京地裁平成一二年九月二七日判決(金融・商事判例一〇七号四三頁)ではX₁、X₂会社の所有する建物等を目的とする火災保険契約が締結されていたところ、会社代表者の夫であり、実質的な経営者であるAが建物等に放火した事例において、「実質的な経営者は本件各契約時ないし本件火災発生時の原告ら(「会社」筆者注)の取締役ではないが、契約直前までは代表取締役であったこと、……実質的な経営権は依然としてAが掌握しており、会長と呼ばれていることなどの諸事情を勘案すれば、原告らの業務を執行する機関と同一の立場にある者であり、したがって、約款所定の『法人の業務を執行するその他の機関』に該当するものと解するのが相当である」として、X₁らの保険金請求を棄却した(事例ハ)。

代表者責任論は保険の目的を自分で管理する者と他人に管理を任せる者との間の不公平を防ぐために「保険の目的を事実上管理する者」の故意の事故招致を被保険者免責とするものであるが、わが国の判決例はおしなべて「実質的な経営者・代表者」による故意の事故招致を被保険者免責とする理由として、事故を招致した者が会社の代表者あるいは

保険契約者・被保険者の親族であること、この者が保険の目的から収益をあげていたこと、事故当時経営に行き詰まり、金を必要としていたことから火災は保険金取得目的のものであること等の事実認定に重点をおく傾向があるように見受けられる。そうだとすれば、わが国の判決例は結論こそ同じものの、ドイツ流の代表者責任論を忠実に支持しているものであるかは疑問である。

本件判旨は、代表者責任論と自己責任主義のうち、どちらの説を採るか、という観点から出発し、第一に代表者責任論に立つて商法条文・約款条項を解釈し、付加的に自己責任主義に立つたとしても信義則によって保険者の免責を認める、という立論の仕方をしているが、果たして、そのような立論が正しいのか疑問がある。勿論、前述大審院昭和七年判決のごとく自己責任主義を徹底していき、法人の理事、取締役等の動機を問い、保険金取得の目的をもつ故意の事故招致の場合にのみ保険者は免責されるとすれば、保険者にとって酷になるであろうが、その一方で代表者責任論の説くごとく、「業務執行機関」を「目的物を事実上管理している者」にまで拡張するならば、実務上の問題として、本件のような娯楽業や風俗業、さらにはコンビニエンスストアやファーストフード店等、複数の人が交替で事

実上目的物を管理している場合には保険者免責の範囲がいたずらに拡大し、保険契約者・被保険者にとって酷な結果となるおそれもある。要するに前述のいずれの説に偏っても何らかの問題点が存するのであり、そうだとすると商法や約款の条項の解釈に際して、本件のような問題を考えるにあたり、両説のうちどちらを採るのが望ましいかという観点からではなく、保険者と保険契約者・被保険者との衡平をいかに安定した基準をもって図るか、という観点から考えることが必要であろう。

保険者免責の範囲を政策的配慮により変更する事は確かに認められるが、ただ、契約解釈上争いを生じないよう、それが客観化・固定化されている必要がある。そうだとすれば、多くの議論を経て明文化された商法及び約款の条文こそが、さしあたり保険者と保険契約者・被保険者との間の衡平を図る妥当な保険者免責の範囲と考えられよう。加えて法律のように国家の立法機関によって作られた規範ならともかく、保険約款はあくまでも保険契約者と保険者という私人間において締結された契約内容なのであるから、保険者免責の範囲の変更という「政策的配慮」までも約款条項の解釈に負担させることには疑問がある。よって保険契約の解釈における保険者免責の範囲は、原則として商法

及び約款条項の文言に従って厳格に解されるべきである。翻って本件判旨をみると、判旨第一点および判旨第二点の前半部分、すなわち沿革的見地からしても判例理論からしても、わが国において完全に定着したものとはいえない「代表者責任論」によって、会社従業員を約款の「機関」あるいは商法の「保険契約者・被保険者」と読み替える事は、客観化され、確定した保険者免責の範囲を恣意的に変更することであり、少なくとも商法の条文及び約款条項の解釈論としては賛成できない。

しかしながら私見は、直ちに個別的事案としての本件判決の結論をも否定するものではない。認定事実を一瞥したところ、本件判決が前述(イ〜ハ)の判決例とも軌を一にし、結論において「すわり」がよいのは、Bが店舗の経営を任せられ、保険の目的を事実上管理していた事よりもむしろ、Bが店舗経営(会社)のために自ら金銭を融通するなど会社との関係において単に給料を得る、あるいはそれを失う以上の経済的な利害関係を有していたこと、会社の経営を立て直す目的で放火をしたなど、保険契約者・被保険者側の保険事故招致に関する動機の問題、すなわちモラルリスクの点からして、代表者責任論、自己責任主義いづれの立場からしても裁判所が保険者を免責すべしと判断する

に足る事情が揃っていることに基づくものであろう。本件判決もまた、「自己責任主義の考え方によっても……信義誠実の原則に反し」、かつ「Bの放火による本件火災の発生と全くの第三者の放火による火災の発生とを同視することはできない」と、一般則を引き合いに出してX₁らの保険金請求を棄却している。また、このような観点から保険金八日判決(判例タイムズ一〇二九号二六四頁)がある。この事例は、会社の経営コンサルタント兼監査役として、会社の経営に関与し、かつ会社に資金を投入していた者が会社建物に放火したというものである。判決はこのコンサルタントは会社の「理事、取締役、または法人の業務を執行するその他の機関」には該当せず、保険者は約款により免責されないが、経営面で会社がこの者に全面的に依存していたことからして会社と密接な関係にあったコンサルタントの放火による火災に基づく保険金請求を行うことは信義則に反し許されないとしたものであり、注目に値する。すなわち本件のような事実関係において、裁判所の立場としては、事故を招致した者が商法及び約款の解釈に該当しないものであっても、保険者に損害を填補させるのが契約当事者間の衡平、ひいては保険の公序に反すると解している

のであるが、その際には前述のとおり自己責任主義、代表者責任論のいずれの説を採るを問わず、商法や約款の解釈によつてではなく、信義則や権利濫用といった一般則を根拠として判断するほかはないと思われる。

前述の約款条項改正の審議においては、立法論として「免責となるべき行為は……法人の代表者のほか、その代理人、使用人等が業務に関して行つた行為にまで拡張し、特に、代表者以外の場合は法人に保険金の目的意思の存在を要件として免責とするような規定の方法を採ることが合理的である」との議論（前掲・「審議経過概要」四〇頁）があり、損害保険契約法改正試案（一九九五年確定版・損害保険法制研究会）においても、その六四一条一項二号で「保険契約者または被保険者のために保険の目的物を管理する者の故意または重大な過失によつて生じた損害。ただし保険金を被保険者に取得させる目的がなかつた場合を除く」としている（西島梅治・「保険法（第三版）」〔平成一〇年〕巻末付録）が、これらはあくまでも今後の立法論であり、これをもつて現行の商法・約款条項の解釈をすべきではない。むしろこれらの要件（故意の事故招致をなした者に、保険契約者・被保険者をして保険金を取得せしめる目的があつたこと）は、信義則上、保険者の免責を認める

可否かの要件として生かされるべきである。

以上の検討から、私見は本件判決の結論には賛成するものの、放火を起こした本件従業員を商法六四一条にいう「保険契約者又は被保険者」、約款二条一項一号にいう「その他業務執行をおこなう機関」として保険者の免責を肯定する、という理由付けには反対する。

〔追記〕 本件判批としては甘利公人、損害保険研究六三巻一号一〇九頁以下がある。また、本件判決の原審の判批としては石田満、損害保険研究六一巻二号二二一頁以下がある。

堀井 智明